

★

**広島県会計規則の一部を改正する規則（規則第六十二号）（審査指導課）**

一 改正の要旨

地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行により、地方法人特別税が創設されたりと等に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年十月一日

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第六十三号）

）（審査指導課）

一 改正の要旨

地域福祉課に所属する職員（出納員である者を除く。）が、県税外収入の徴収事務を行えるよう必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成二十年十月一日

★ 広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第六十四号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行により、地方法人特別税が創設されたことに伴い、法人の事業税等に関する規定及び様式について必要な改正を行った。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、関係規定及び様式について必要な改正を行った。
- 3 その他必要な規定及び様式の改正を行った。

二 施行期日

平成二十年十月一日。ただし、一2の改正規定は平成二十年十二月一日